

実施方針等に対する質問に係る回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	4	第1章	1	(5)	事業方式	「本施設の基幹的設備改理事業に係る資金調達は、事業者が行うこととするが、二酸化炭素排出抑制対策事業費等の補助金及び地方債を活用する計画」とありますが、事業者にて行う資金調達額を把握するため、入札時には補助金及び地方債活用分についての算出方法をご教示いただけますでしょうか。	入札公告時には、補助金及び地方債等の活用分についての算出方法をご提示いたします。
2	実施方針	6	第1章	1	(6) オ (a)	基幹的設備改理事業に係るサービス対価の支払い	「その他の建設費相当分については、サービス対価として、運営期間にわたって、割賦方式により事業者を支払う」とありますが、工事費の何%程度が割賦による支払いとなる想定でしょうか。	工事費＋設計費の概ね15%程度を想定していますが、詳細については入札公告時に示します。
3	実施方針	6	第1章	1	(6) カ (a)	本組合から支払われる対価	「サービス対価は物価変動に基づき、必要に応じて見直しを行う」とありますが、物価変動の改定方法（指標、アローワンス等）についてご教示いただけますでしょうか。	基幹的設備改良工事費相当のサービス対価については、公共工事におけるいわゆる「スライド条項」に準じて、また、管理運営費相当のサービス対価については、公的な物価統計等の変動に応じて改定を行うことを想定しています。詳細については入札公告時に示します。
4	実施方針	7	第1章	1	(6) ク (a)	地元企業の活用等	「地元企業とは、構成市町内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）」とありますが、支店または従たる営業所も含めていただくことは可能でしょうか。	支店または従たる営業所は含みません。
5	実施方針	9	第2章	2	(1)	募集及び選定スケジュール（予定）	令和7年3月上旬に要求水準書が公表されることになっておりますが、今回、添付された要求水準書は参考と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

実施方針等に対する質問に係る回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
6	実施方針	12	第2章	3	(2) ア (a)	本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件	「建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。」とありますが、会社で許可を受けていればよいと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	実施方針	12	第2章	3	(2) イ (a) ③	本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件	「地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設のプラント施設に係る基幹的設備改良事業の実績を元請として2件以上有すること」とありますが、基幹的設備改良事業とは、循環型社会形成推進交付金事業、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金事業、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金事業のいずれかを指すと理解してよろしいでしょうか。	基幹的設備改良事業とは、実施方針2頁「用語の定義」に明示しているとおりです。循環型社会形成推進交付金事業、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金事業、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金事業のいずれかを指すものではありませんし、それら事業の実績を求めるものでもありません。
8	実施方針	12	第2章	3	(2) イ (b) ③	本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件	「地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設のプラント施設に係る基幹的設備改良工事の元請実績を1件以上有すること」とありますが、リサイクル施設における基幹的設備改良事業という理解でよろしいでしょうか。また、リサイクル施設における基幹的設備改良事業の場合、循環型社会形成推進交付金事業を指すと理解してよろしいでしょうか。	「リサイクル施設における基幹的設備改良事業」を指すもので、循環型社会形成推進交付金事業等を指すものでも、その事業の実績を求めるものでもありません。
9	実施方針	12	第2章	3	(2) イ (b) ③ 1)	本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件	「実績は、地方公共団体の一般廃棄物処理施設の基幹的設備改良工事のうち、一般廃棄物を対象とした破碎設備（高速回転式破碎機及び低速回転式破碎機、磁力選別設備及びアルミ選別設備を有する施設）であること。」とありますが、破碎設備について、高速回転式破碎機及び低速回転式破碎機に分かれておらず、横型回転式破碎機の場合でも、その後段で磁力選別設備及びアルミ選別設備を有しているものは、条件に合致すると理解してよろしいでしょうか。	横型回転式破碎機の場合でも可としますが、本事業は高速回転式破碎機及び低速回転式破碎機を更新するもののご理解ください。

実施方針等に対する質問に係る回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
10	実施方針	12～13	第2章	3	(2) ア(c) イ(a) ⑤ (b) ④ ウ(a)	入札参加者の参加資格要件	「構成市町の競争入札参加資格者名簿に登録された者であること」とありますが、登録業種に関わらず構成市町の競争入札参加資格者名簿に登録があれば良いと理解してよろしいでしょうか。	焼却施設においては、「清掃施設工事業」の登録がなされていれば良いものとします。また、リサイクルプラザにおいては、「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」の登録がなされていれば良いものとします。
11	実施方針	13	第2章	3	(2) ウ (a) ③	本施設の包括管理運営業務を行う者の要件	実施方針13頁では「③ 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物処理施設の現場総括責任者として経験を有する技術者を本業務の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として配置できること。」とありますが、要求水準書（案）202頁では「本施設の廃棄物処理施設技術管理者は、本組合が配置する。」とあります。要求水準書（案）のとおり、廃棄物処理施設技術管理者は貴組合にて配置されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	実施方針	17	第4章	2	(2)	灰溶融施設	灰溶融施設の処理対象物は、各ストーカ下落じん、焼却主灰、焼却飛灰等と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	実施方針	17	第4章	2	(2)	灰溶融施設	「令和9年1月以降運転停止予定」とあります。灰溶融施設の稼働は令和8年12月31日まで、停止が令和9年1月1日からと考えてよろしいでしょうか。また、灰溶融施設より排出されるスラグ等の有効利用業務も同様と理解してよろしいでしょうか。	施設の稼働停止については、現時点において月日まで指定できません。実施方針4頁第1章1（6）を考慮し、令和9年1月以降の運転停止予定時期として適当な月日を協議するものとします。スラグ等の有効利用業務については、対象物がなくなるまでとします。

実施方針等に対する質問に係る回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
14	実施方針	24	別表2			住民対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民対応等以外のリスクが事業者負担となっておりますが、契約となる事業内容の項目に対する住民対応に関しては、ご協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	詳細については、入札公告時に示すリスク管理の方針書（案）等で定めることを予定しています。 事業の内容そのものに係る住民対応等については、組合で対応しますが、事業の内容の各項目について、事業者側の不備等に伴って発生する住民対応は事業者負担とします。
15	実施方針	24	別表2			制度、法令等の変更リスク	本業務に直接関係する法令変更等のリスク負担者は貴組合、それ以外は事業者がリスクを負うこととなっておりますが、事業者が本業務以外の法令変更リスクを負うことは困難と考えますので、分担表の区分けを再検討していただけますでしょうか。	原文どおりとします。 本業務に依らない貴社の経営等に関わる法令の変更等についてのリスクを組合で負うことはできかねます。 公告時には、詳細をお示しするとともに、それに依らない場合には協議が可能となるよう検討します。
16	実施方針	25	別表2			注2	「物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担」とありますが、「一定程度」の範囲についてご教示いただけますでしょうか。	入札公告時に示します。
17	実施方針	25	別表2			注3	「不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者の負担」とありますが、「一定程度」の範囲についてご教示いただけますでしょうか。	入札公告時に示します。
18	実施方針	25	別紙2	2		搬入管理（搬入禁止物混入）リスク	ごみの搬入管理において、事業者の責務を果たさなかったことによる損害の場合、リスク負担者が事業者となっております。要求水準書（案）の206頁3.6 搬入搬出管理(2)～(7)の措置を講じたうえでも火災が発生した場合、リスク負担者は貴組合と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に基づく搬入の管理が適切になされ、事業者の責によらないことが確認できた場合は、組合の負担とします。

実施方針等に対する質問に係る回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
19	実施方針	25	別紙2	2		事業終了時の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保について、リスク負担が事業者となっています。要求水準書31頁第1章第8節8.18(1)に「業務期間終了後も継続して実施することに支障のない状態であること」とありますが、終了後の継続される期間(目安)をご教示いただけますでしょうか。	事業期間終了後、8年程度継続を想定しております。
20	要求水準書(案)	203	第2節	2.1	(4)	予約受付業務	「事業者は、本組合に搬入されるごみの搬入に関する予約受付業務(インターネット・電話)を行うこと。」とあります。予約受付業務(電話)について、本施設内に執務スペースを確保することが困難と想定されることから、自動音声案内による対応をお認めいただけますでしょうか。難しい場合には、電話対応者の執務場所を国崎クリーンセンター外とすることをお認めいただけますでしょうか。	執務スペースの一部提供は可能です。自動音声案内等による対応の可否については、入札公告時に示します。
21	要求水準書(案)	205	第3節	3.3	(3)	処理能力	要求水準書(案)では、「リサイクルプラザ：6時間/日」とありますが、貴組合HP上では5時間/日と掲載されています。6時間/日に変更した意図をご教示いただけますでしょうか。	実働から要求水準書(案)では6時間/日としておりましたが、処理能力としてはご指摘のとおり5時間/日とお考え下さい。
22	要求水準書(案)	208	第3節	3.12	(4)	売電及び買電の事務手続き	「年間の売電量については157kWh/ごみt以上」とあります。本売電量の条件としては、ご提示いただいている計画ごみ処理量である52,000t/年相当のごみの受け入れ量が確保されていることを前提とすると理解してよろしいでしょうか。また、売電単価については法令変更などにより変更が生じうるため参考値と理解してよろしいでしょうか。	売電量については原則要求水準書のとおりとしますが、ごみ量が著しく増減した場合は協議によるものとします。また、売電単価についてはお見込みのとおりです。
23	要求水準書(案)	218	別紙1	2	⑦	運転管理記録の作成	運転管理記録の作成が事業者の所掌となっていますが、計量棟でコインを渡した事業者および枚数を月別・年別に報告するものと理解してよろしいでしょうか。	洗車場に係る「⑦運転管理記録の作成」としましては、お見込みのとおりです。